

序章 業務の概要

1. 業務目的

埼玉県では、「埼玉県5か年計画」、「埼玉県環境基本計画」及び「埼玉県広域緑地計画」に基づき、「彩の国みどりの基金」、「さいたま緑のトラスト基金」を用いて緑の保全・創出事業などを実施してきた。

そこで、県内の緑の現況や県民意識などを調査し、これまでの事業実施による効果を検証するとともに、緑の量と県民意識との相関関係を探り、今後の効果的な緑化施策を進めていく上での基礎資料とする。

2. 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、埼玉県全域である。

埼玉県は、3つのゾーンと10の地域に区分される。3つのゾーンは、都心から概ね10～30km圏に位置する「県南ゾーン」と、30～60km圏に位置する「圏央道ゾーン」、60km以遠に位置する「県北ゾーン」である。10の地域は、県民の生活圏としての一体性など広域的なまとまりに基づく地域であり、表 序-1 に示す市町村によって、各地域が構成される。



図 序-1 業務対象範囲（ゾーン及び10地域の位置）

表 序-1 ゾーン及び地域区分と構成市町村

ゾーン	地域	構成市町村
県南 ゾーン	南部	川口市、蕨市、戸田市
	南西部	朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、ふじみ野市、三芳町
	東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、 三郷市、吉川市、松伏町
	さいたま	さいたま市
圏央道 ゾーン	県央	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
	川越比企	川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、 越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
	西部	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
	利根	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、 幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
県北 ゾーン	北部	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、 上里町、寄居町
	秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

3. 業務フロー

本業務の業務項目及びその手順を、図 序-2 に示す。

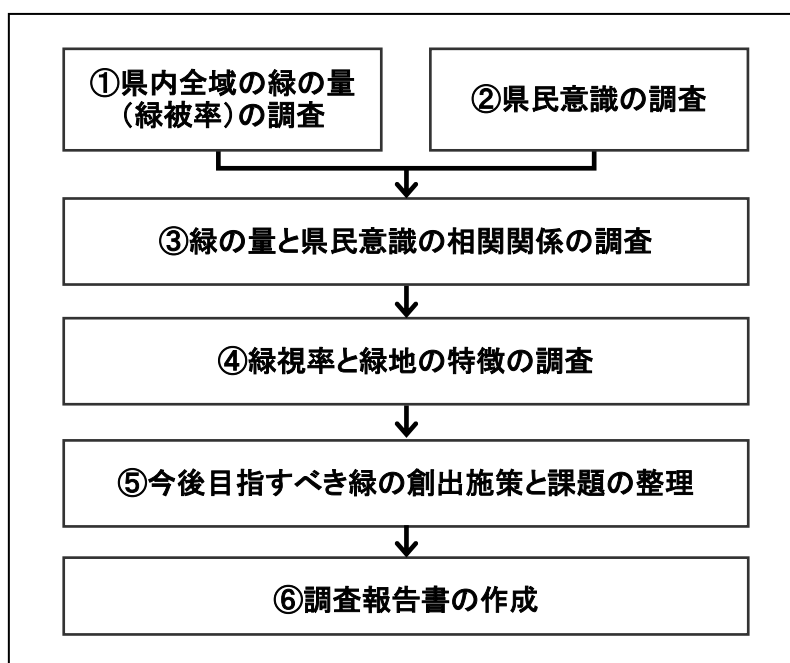


図 序-2 業務フロー

4. 調査及び分析結果の概要

(1) 県内全域の緑の量（緑被率）の調査 [第1章]

緑被データの作成及び作成した緑被データを用いた緑被面積、緑被率の算出を行った。

1) 緑被データの作成

埼玉県全域の緑被データを、衛星データ及び土地利用現況データを用いて作成した。

具体的には、2018（平成30）年5月にSPOT-6号、及び7号で観測された高分解能パンクロマチック画像（白黒画像）と、4バンド（赤、緑、青、近赤外）のマルチバンド画像を利用して、マルチバンド画像の色彩情報を高分解能化した画像（パンシャープン画像）を使用した。

なお、作物（植物体）の無い農地は緑被として抽出されないことから、衛星データを基に作成したNDVI緑被画像と2015（平成27）年度都市計画基礎調査の土地利用データ（2017（平成29）年度発行）の田、畑を重ね合わせることで、緑被データを作成した。

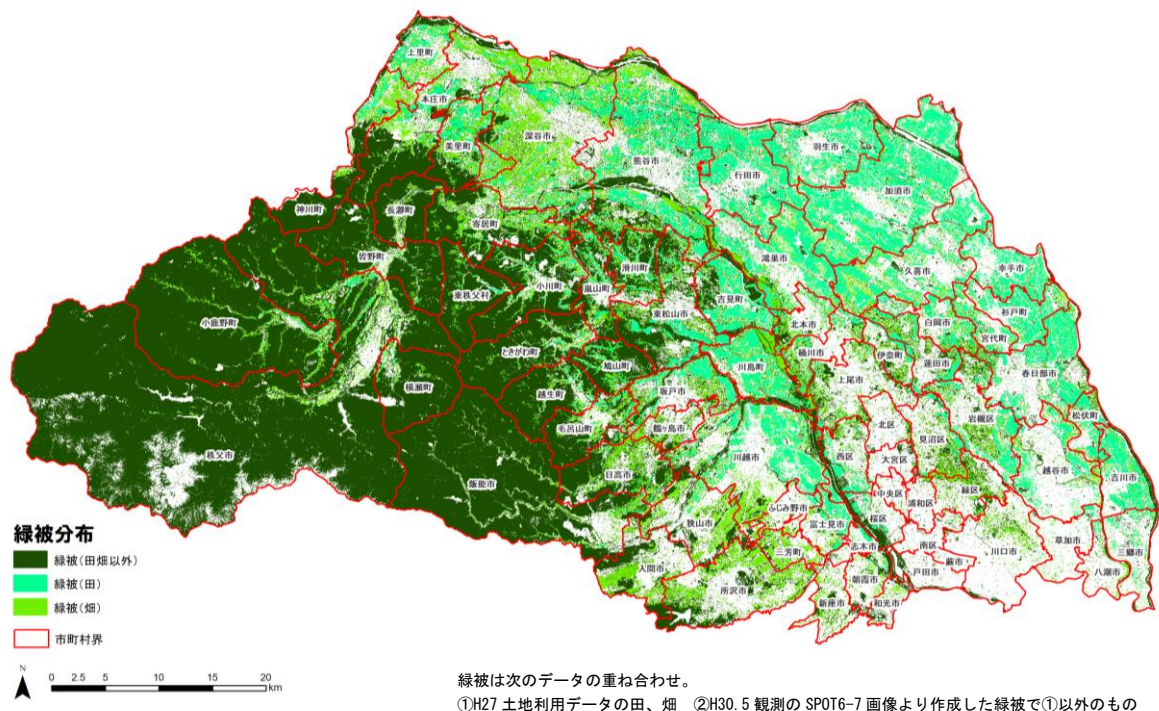


図 序-3 緑被図

2) 緑被地面積・緑被率の算出

市町村別の緑被地面積、緑被率を集計した。

埼玉県全域の緑被地面積（田畑を含む）は約253,788ha、緑被率は約66.8%となった。地域別及び市町村別の緑被地面積、緑被率を表 序-2 に示す。

表 序-2 地域別及び市町村別緑被地面積・緑被率

地域	市町村	面積 (ha) ※	緑被地面積 (ha)	緑被率 (%)
南部	川口市	6,180.5	930.2	15.1
	蕨市	510.7	21.8	4.3
	戸田市	1,820.2	327.7	18.0
	地域全体	8,511.5	1,279.6	15.0
南西部	朝霞市	1,830.0	622.4	34.0
	志木市	907.5	284.1	31.3
	和光市	1,101.1	329.2	29.9
	新座市	2,279.2	771.5	33.8
	富士見市	1,986.4	926.6	46.6
	ふじみ野市	1,458.0	431.3	29.6
	三芳町	1,529.6	813.3	53.2
地域全体	11,091.9	4,178.4	37.7	
東部	春日部市	6,590.2	3,269.6	49.6
	草加市	2,738.6	314.7	11.5
	越谷市	6,022.1	1,762.2	29.3
	八潮市	1,811.3	330.2	18.2
	三郷市	3,003.1	797.9	26.6
	吉川市	3,150.9	1,845.1	58.6
	松伏町	1,630.2	978.1	60.0
地域全体	24,946.5	9,297.7	37.3	
さいたま	さいたま市	21,753.9	8,139.0	37.4
	地域全体	21,753.9	8,139.0	37.4
県央	鴻巣市	6,751.5	4,118.5	61.0
	上尾市	4,557.2	1,710.7	37.5
	桶川市	2,517.1	1,256.8	49.9
	北本市	1,982.5	933.8	47.1
	伊奈町	1,475.2	747.3	50.7
地域全体	17,283.5	8,767.1	50.7	
川越比企	川越市	10,920.2	5,631.2	51.6
	東松山市	6,539.7	4,642.6	71.0
	坂戸市	4,094.3	2,458.1	60.0
	鶴ヶ島市	1,765.1	856.5	48.5
	毛呂山町	3,397.8	2,656.8	78.2
	越生町	4,051.5	3,642.7	89.9
	滑川町	2,974.2	2,350.9	79.0
嵐山町	2,976.8	2,320.8	78.0	

※政府統計の総合窓口 (e-Stat) 2015 (平成 27) 年度国勢調査町丁・字等別境界データより

地域	市町村	面積 (ha) ※	緑被地面積 (ha)	緑被率 (%)
川越比企	小川町	6,037.1	5,017.6	83.1
	川島町	4,160.2	3,195.4	76.8
	吉見町	3,857.4	2,915.3	75.6
	鳩山町	2,574.7	2,316.6	90.0
	ときがわ町	5,577.7	5,079.5	91.1
	東秩父村	3,711.7	3,511.5	94.6
	地域全体	62,638.5	46,595.5	74.4
西部	所沢市	7,200.1	3,597.8	50.0
	飯能市	19,316.0	17,364.1	89.9
	狭山市	4,909.5	2,512.0	51.2
	入間市	4,474.1	2,451.2	54.8
	日高市	4,744.0	3,504.1	73.9
	地域全体	40,643.8	29,429.2	72.4
利根	行田市	6,765.6	4,167.2	61.6
	加須市	13,347.1	8,325.4	62.4
	羽生市	5,871.5	3,349.1	57.0
	久喜市	8,220.7	4,216.1	51.3
	蓮田市	2,725.4	1,598.1	58.6
	幸手市	3,396.4	1,851.1	54.5
	白岡市	2,491.5	1,340.8	53.8
	宮代町	1,596.2	887.9	55.6
	杉戸町	2,999.6	1,746.0	58.2
	地域全体	47,414.0	27,481.7	58.0
北部	熊谷市	15,933.7	10,075.1	63.2
	本庄市	8,973.9	6,237.0	69.5
	深谷市	13,856.8	8,938.4	64.5
	美里町	3,355.3	2,683.5	80.0
	神川町	4,755.3	3,853.4	81.0
	上里町	2,914.8	1,816.1	62.3
	寄居町	6,441.4	5,136.9	79.7
	地域全体	56,231.3	38,740.4	68.9
秩父	秩父市	57,855.9	50,431.0	87.2
	横瀬町	4,915.9	4,445.1	90.4
	皆野町	6,341.4	5,790.8	91.3
	長瀬町	3,046.2	2,762.1	90.7
	小鹿野町	17,115.9	16,450.7	96.1
	地域全体	89,275.4	79,879.7	89.5
県全体		379,790.1	253,788.4	66.8

※政府統計の総合窓口 (e-Stat) 2015 (平成 27) 年度国勢調査町丁・字等別境界データより

(2) 県民意識の調査 [第2章]

県民の緑に対する意識を把握するため、アンケート調査を実施した。

1) 調査手法

①調査手法

以下の手法にてアンケートを実施した。

[形式] Web アンケート

[母集団] 県内 10 地域の 20 歳以上の人口 (2015(平成 27)年度国勢調査に基づく)

[条件] 各地域の人口構成比率に準じ、かつ許容標本誤差 10%、信頼水準 95%を満たすように各地域の回収数を設定

②調査期間

2019 (令和元) 年 9 月 5 日 (木) ~ 9 月 17 日 (火)

2) 調査結果

①生活している地域の緑について

<家の周りの緑に対する満足度 (緑に恵まれていると感じる度合い) >

県全体として、家の周りが緑に恵まれている (「恵まれている」、「やや恵まれている」の合計) と感じる回答者が多いが、地域差がある。秩父地域が緑に恵まれていると感じる回答者が最も高く、南部地域、東部地域、南西部地域は緑に恵まれていない (「恵まれていない」、「あまり恵まれていない」の合計) と感じる回答者が全体の 2 割を超えた (図 序-4)。

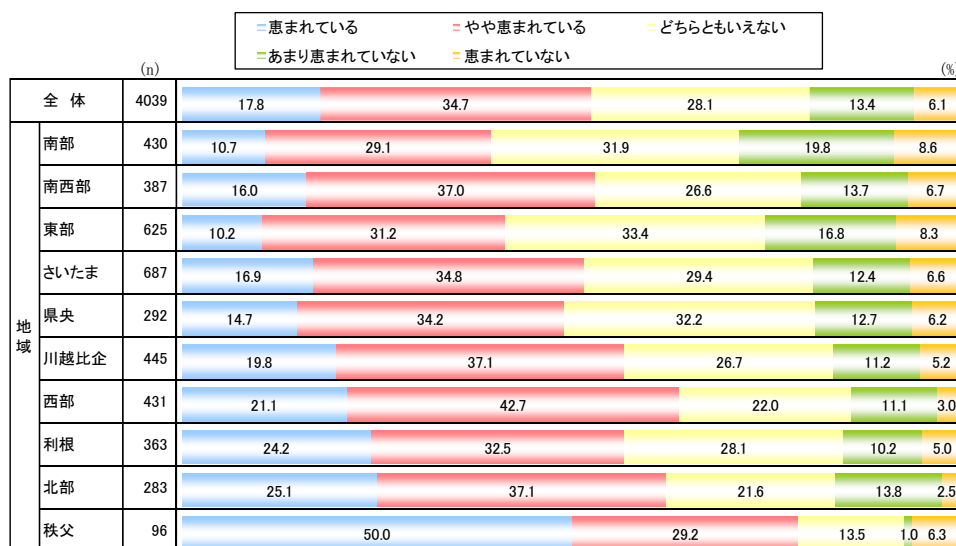


図 序-4 家の周りの緑に対する満足度 (地域別) (n=4039)

<家の周りの緑に対する満足度の理由>

緑に恵まれていると感じる理由には、「様々な場所に緑があるから」が最も多くあがった。緑に恵まれていると感じる理由、恵まれていないと感じる理由の両者について、目に見える緑の多寡が上位にあがった。大きな緑の空間の存在は、恵まれていな

いと感じる理由には多くあがる一方、恵まれている理由としては、「様々な場所に緑があるから」や「目に見える緑が多いから」よりも多くはなかった(図 序-5、序-6)。

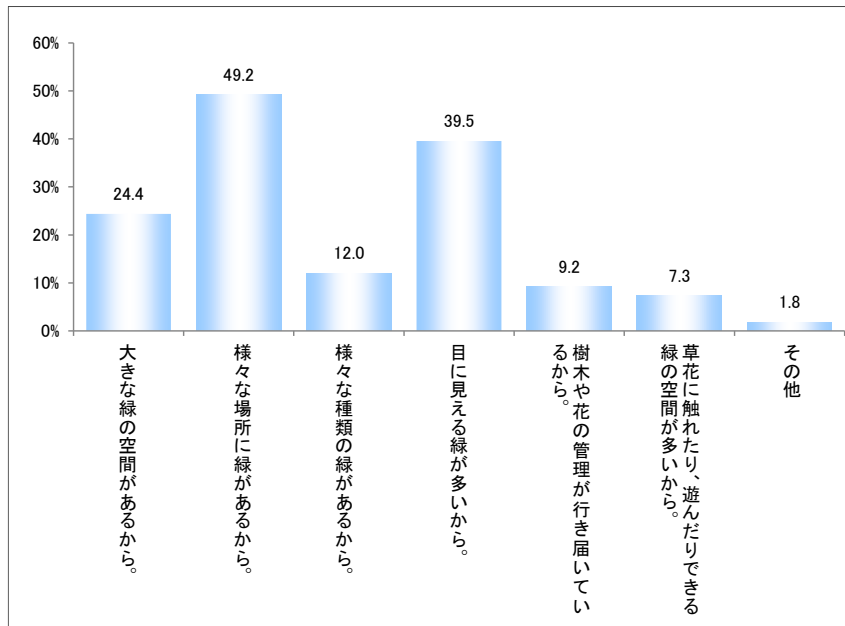


図 序-5 緑が恵まれている、やや恵まれていると感じる理由 (n=2119)

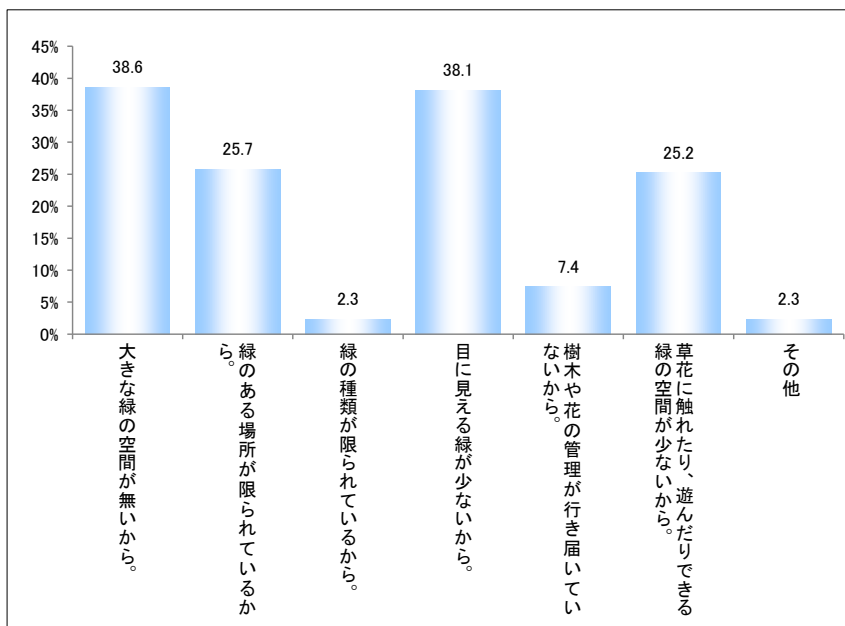


図 序-6 緑に恵まれていない、あまり恵まれていないと感じる理由 (n=785)

<家の周りの緑に対する満足度と、居住エリアへの愛着の関係性>

家の周りの緑に対する満足度と愛着度(「お住まいのエリアに愛着を感じていますか」の質問に対する回答)の相関をみると、家の周りが緑に「恵まれている」と感じる回答者の65.4%は、住まいのエリアへの愛着も感じている。緑に「恵まれていない」と感じる回答者の半数以上(55.5%)が、住まいのエリアへの愛着について「まったく感じていない」と回答している(図 序-7)。

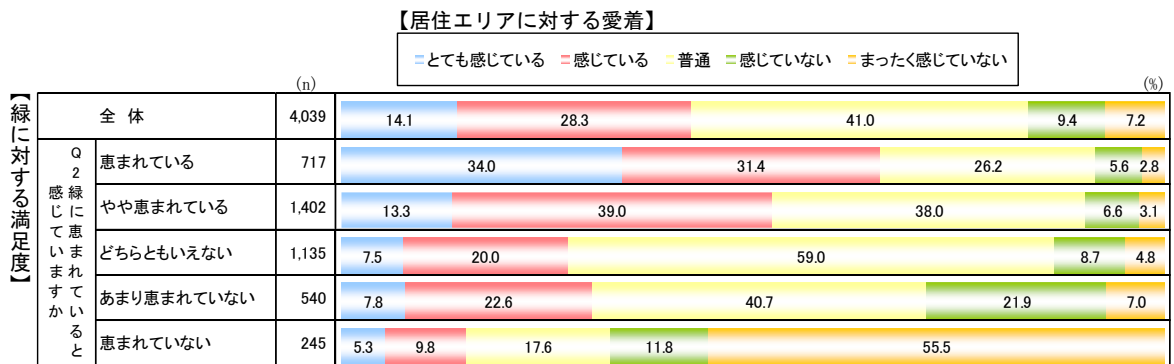


図 序-7 緑に対する満足度と居住エリアに対する愛着の関係

<家の周りの緑の種類ごとの緑の心地よさ、重要性>

緑の種類別に、「心地よいと感じるか」、「保全したり創出することが重要と思うか」についての回答からは、いずれの緑の種類についても保全・創出を重要と認識している（平均値が「どちらともいえない」を上回った）が、緑の種類によって、心地よさに違いがみられた。選択肢のなかでも、心地よいと感じており、かつ保全・創出を重要と考えている緑として、B 公園、C 街路樹、A 個人の家の緑があがった（図 序-8）。

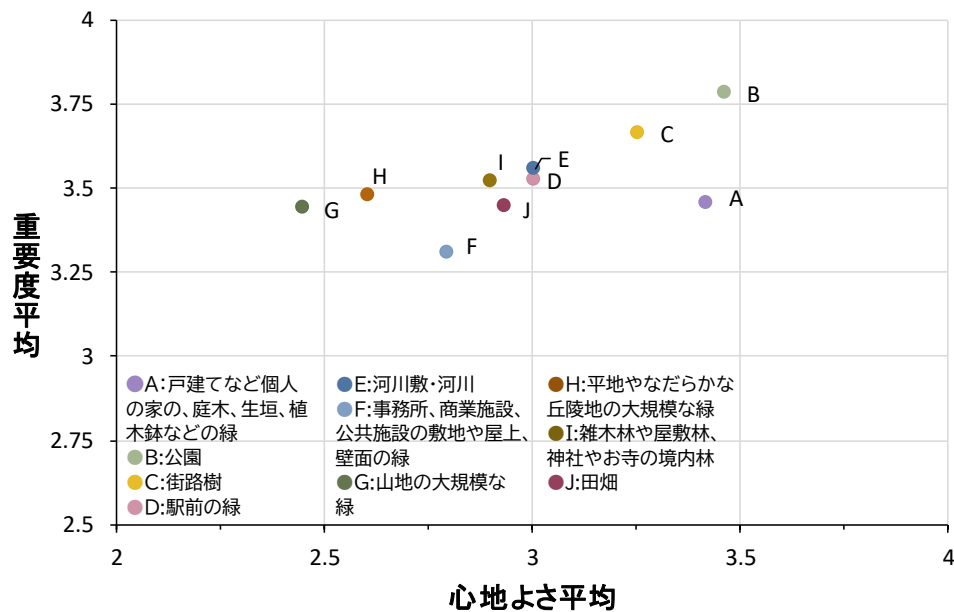


図 序-8 心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散布図（県全体）

【心地よさ平均】回答者が評価した緑の種類別の心地よさ（5：とてもよい、4：よい、3：どちらともいえない、2：わるい、1：とてもわるい）の平均値。数値が大きいくほど、心地よいと感じている人の割合が高い。

【重要度平均】回答者が評価した緑の種類別の重要度（5：とても重要、4：重要、3：どちらともいえない、2：重要ではない、1：全く重要ではない）の平均値。数値が大きいくほど、保全・創出が重要と感じている人の割合が高い。

②埼玉県全体の緑について

<埼玉らしいと感じる緑、守りたいと思う緑>

「埼玉らしいと感じる緑」、「守りたいと思う緑」の双方に、「山地の緑」が最も多くあがった。2004（平成 16）年度に同様の設問を調査した際の結果と比較すると、当時と同様の回答傾向がみられる一方、「特にない」、「分からない」の回答割合が 2004

(平成16)年度調査に比べて大幅に増加した(図序-9、序-10)。これらの回答者の属性として、特定の世代に偏りはない一方、回答の過半数以上が、県南ゾーンの居住者であった。

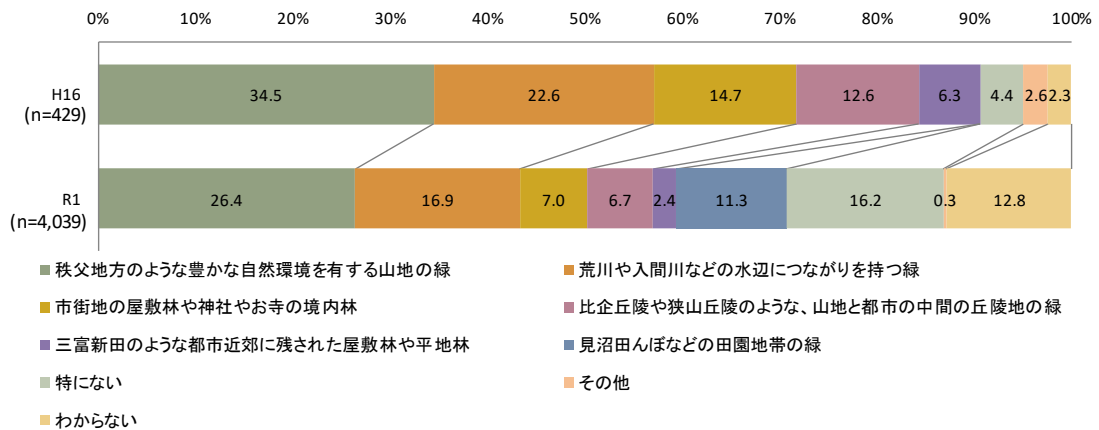


図 序-9 「埼玉らしい」と感じる緑 (2004(平成16)年度調査結果との比較)

※「見沼たんぼなどの田園地帯の緑」は今年度新たに追加した設問項目のため、2004(平成16)年度調査結果では当該項目が0%となっている。

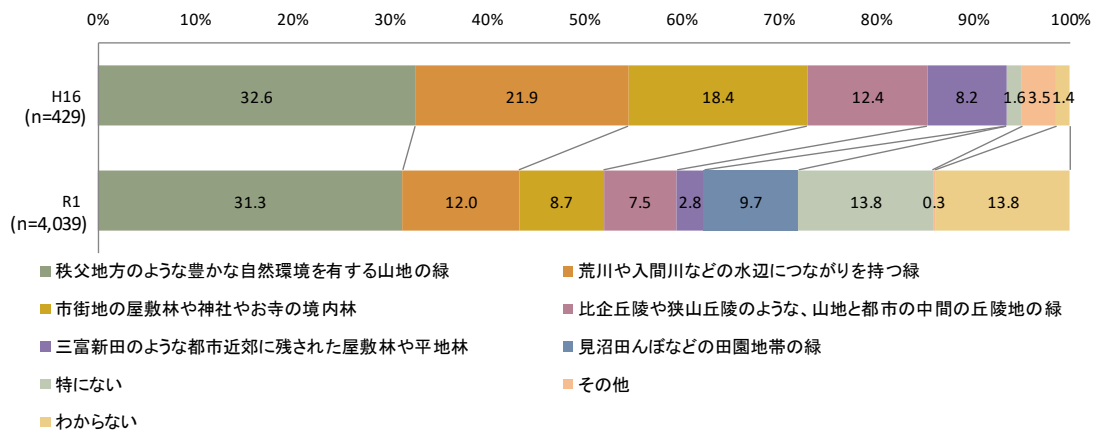


図 序-10 守りたいと思う緑 (2004(平成16)年度調査結果との比較)

※「見沼たんぼなどの田園地帯の緑」は今年度新たに追加した設問項目のため、2004(平成16)年度調査結果では当該項目が0%となっている。

<緑が果たす役割への期待>

緑が果たす役割への期待としては、「日常生活に潤い、安らぎ、季節感などを与えてくれる」が最も多くあがった。

<緑地保全の方策>

緑地保全の方策として、「行政による開発制限」、「行政による土地所有者への支援等」が多くあがった。地域住民のアイデアによる緑地づくりについては、「まちなかの公園」が望ましい場所として最も多くあがった。住民が主体となった緑地整備に必要な支援として、費用の補助、地元自治体の協力が多くあがった。

(3) 緑の量と県民意識の相関関係の調査 [第3章]

県民の緑に対する満足度を高めるために有効な緑の施策を検討するための基礎データとして、第1章、第2章の調査結果をもとに、緑の量と県民意識の相関関係を分析した。

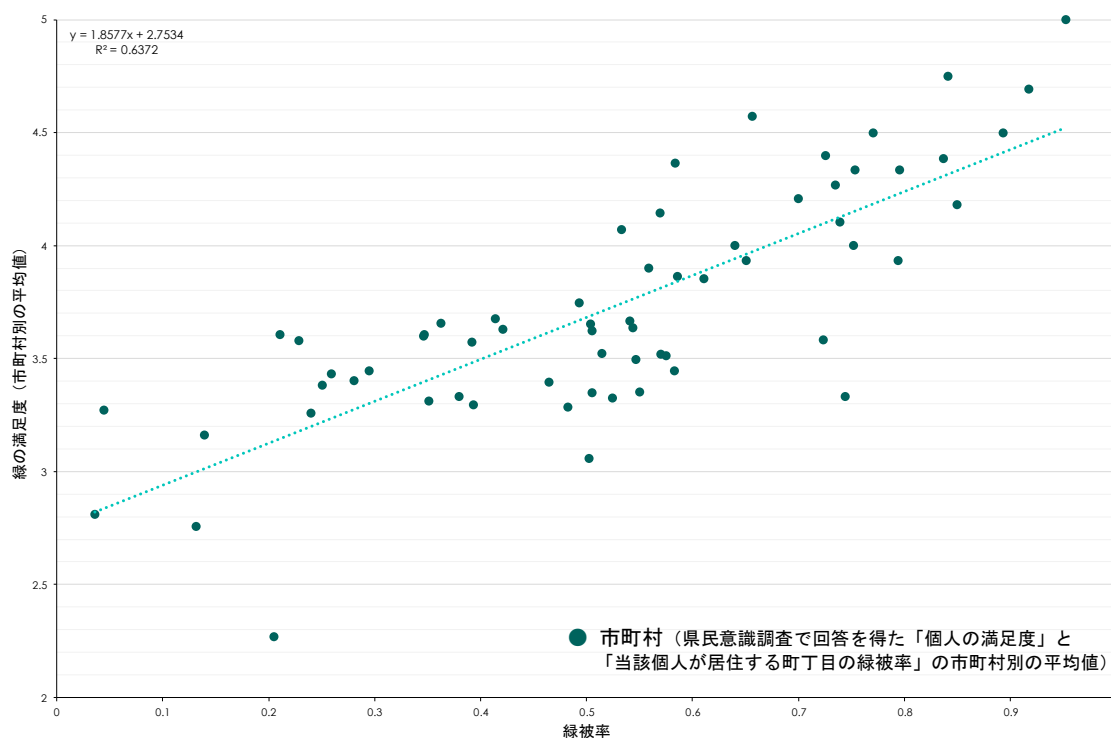
1) 緑被率と地域の愛着度の相関

住まいのエリアに対する居住者の愛着度は、個々の回答者が居住する町丁目の緑被率の大小との間に、相関関係はみられなかった。

2) 緑被率と緑の満足度等の相関関係

県民意識調査で把握した回答者の緑の満足度と当該回答者が居住する市町村の緑被率^{※1}の相関関係を分析した(図 序-11)。その結果、緑被率と緑の満足度に正の相関がみられた。

※1：県民意識調査で回答を得た「個人の満足度」と「当該個人が居住する町丁目の緑被率」を基に計算しているため回答者のいない町丁目の緑被率を含めない値であり、県全体の緑被率とは異なる値である。



3) 分析結果を踏まえた検討課題

緑被率と緑の満足度等の相関関係を分析したところ、緑被率と緑の満足度には正の相関が存在したが、同程度の緑被率であっても、緑の満足度が異なる市町村が存在している。緑の量が同じであっても、その緑の態様が異なるために、緑の満足度が異なっていることが考えられる。

(4) 緑視率と緑地の特徴の調査 [第4章]

第3章で把握した相関関係から特徴的な地点を抽出し、緑視率調査及び現地調査によって、満足度に寄与すると考えられる緑の態様について考察した。

1) 調査の方針

県民意識調査結果から、緑の満足度の増減には、「目に見える緑の存在（多寡）」、「緑が存在する場所の多寡あるいは多様性」、「大きな緑の空間の有無」が影響していることが示唆される。

そこで、緑視率調査と現地調査を実施することで、緑の満足度に寄与すると考えられる緑の態様について考察した。

2) 緑視率調査

県内各地域の「駅前の緑」の評価を比較すると、さいたま地域が「心地よさ」、「保全・創出の重要度」とともに県内で最も高い。また、県民意識調査による「心地よいと感じる緑」の回答地点は、さいたま市に多く、浦和駅周辺に多い。

浦和駅周辺は、商業系の用途地域（商業地域、近隣商業地域）に指定されており緑化余地が少ないと考えられる高密市街地でありながら、心地よいと感じる緑が創出されている場所が存在する。これは、緑被率（空からみた緑の量）は低いものの、目に見える緑の量が一定程度存在し、さらにその緑の態様が「心地よいと感じる緑」として評価されるものであることが考えられる。

そこで、県民意識調査による「心地よいと感じる緑」の回答地点において、緑視率調査を実施した。また、駅前に商業系の用途地域を有する越谷駅、熊谷駅、大宮駅周辺においても調査を実施した。

①調査手法

[調査地点] 上記の条件にて抽出した 119 地点から、埼玉県緑化施策の対象となると考えられる空間構造タイプ（①幅員のやや狭い街路沿いの商業系用途の建築物等、②マンションの外構、③公共施設、④大型民間施設（広い敷地に居住空間ではない民間建築物が存在する場合）、⑤駐車場）を有する地点を選定。

[調査方法] コンパクトデジタルカメラを使用し地上 1.5m の高さで水平方向に撮影

[緑視率算定方法] 人の視界における緑の割合を図るため、撮影した写真の範囲に対する、当範囲内の緑の面積で求める。

②調査結果及び考察

緑化余地が少ない状況において、心地よいと感じる緑のある場所として評価された地点は、以下の特徴を有すると考えられる。

- [1] 大規模な敷地が道路に面する範囲を緑化し、緑視率を高めている
- [2] 小規模な敷地が限られた緑化余地の中で緑を創出し、それらが連続することで、緑視率を高めている
- [3] 撮影地点に限らず、その周辺が、少量であっても常に緑が目に入る

3) 緑地の特徴の調査

同程度の緑被率でありながら緑の満足度が異なる市町村に着目し、現地調査により、どのような緑が満足度に寄与しているかについて検討した。

①調査地選定

次の市町村を調査地として選定した。

- ①県内の平均的な緑被率前後で「満足度が低い市町村」と「満足度が高い市町村」：
 - ・ A市（満足度が低い市町村）、B町（満足度が高い市町村）
- ②県内でも「特に満足度が低い市町村」と当該市町村と同程度の緑被率であるが「満足度が高い市町村」：
 - ・ C市（満足度が低い市町村）、D市（満足度が高い市町村）

②調査の視点

県民意識調査結果を分析し、県全体の傾向及び選定した調査地における県民意識の傾向を踏まえ、次の視点から調査を実施した。

○満足度が高い市町村（B町、D市）：

- ・ 緑が存在する場所の多寡あるいは多様性
- ・ 上のような状況が存在する場合、その緑の態様

○満足度が低い市町村（A市、C市）

- ・ 大きな緑の空間の有無（面的な緑の空間の存在に着目）
- ・ 目に見える緑の存在（多寡）
- ・ 上のような状況が存在する場合、その緑の態様

4) 緑の満足度の向上に寄与すると考えられる緑の態様

「緑視率調査」及び「緑地の特徴の調査」の結果から、以下に示す緑の態様は、緑の満足度の向上に寄与するものと考えられる。

○様々な種類（あるいは創出主体）の緑が、連続している状況

- ・ ひとつひとつの緑の規模は小さくとも、複数の敷地の緑が連続することで、緑視率が高まっている状況や、満足度の高い場所として選ばれる状況がみられた。

○市街地における公園、農地等の緑空間の存在

- ・ 市街地のなかで、公園、農地等、人が立ち入ることのできる（滞在、活動できる）面的な緑の空間が存在している状況が、満足度の高い場所においてみられた。

○駅前における緑の存在

- ・ 高密市街地であり緑化余地が特に限られると考えられる駅前において、満足度の高い場所として選ばれている地点及びその周辺は、一定量の緑が存在している状況がみられた。

(5) 今後目指すべき緑の創出施策と課題の整理 [第5章]

1) 事業実績の整理

埼玉県による校庭緑化実績、緑化計画届出書実績、緑地保全・創出のための区域指定実績について、その位置あるいは実績を整理した。

①各種区域指定の位置情報データ化

埼玉県における事業実績を整理するため、各種の区域指定について、GISで扱うことのできる位置情報データを作成した(図 序-12)。

②園庭・校庭芝生化事業実績

園庭・校庭芝生化事業によって、園庭については2009(平成21)年度から2019(令和元)年度の間、延べ約9.4ha、483か所において芝生化が実施され、校庭については2009(平成21)年度から2019(令和元)年度の間、延べ10.1ha、69か所において芝生化が実施された。

③緑化計画届出書実績

1,000㎡以上の敷地で建築を行う場合に緑化計画の届出を義務づける当制度によって、2005(平成17)年度から2018(平成30)年度の間、延べ約1,068haの緑化がなされた。

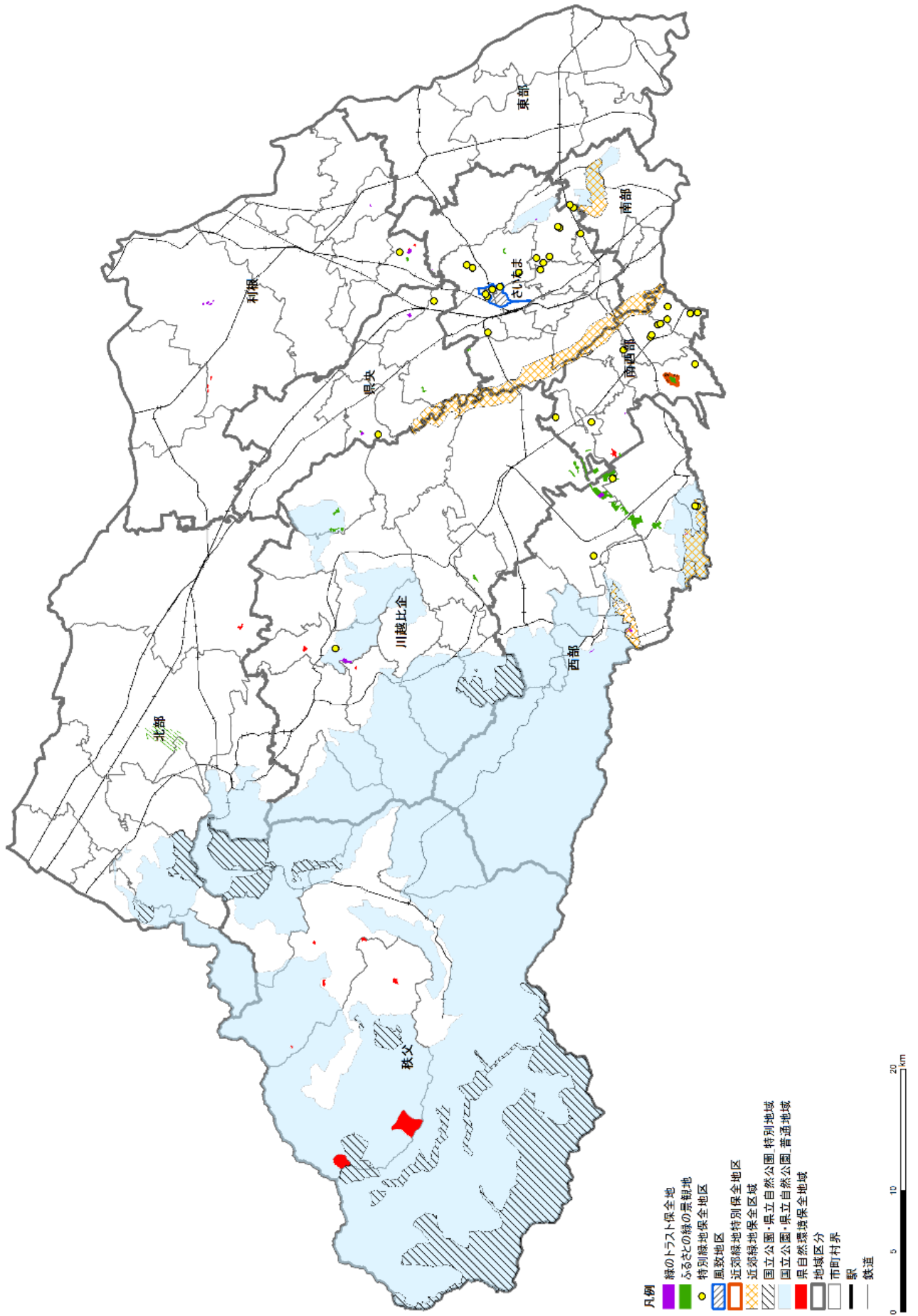


図 序-12 県内の緑地保全関連指定地

2) 新たな緑創出施策の提案等

前章までの調査検討から、埼玉県において、県民が満足する緑の保全、創出の方向性として、基本的に①緑の量の維持、②県民の満足度の向上に寄与する緑の創出の2点が重要と考える。この2点に関する取組の推進に向け、今後埼玉県及び県内市町村において、導入することが効果的であると考えられる方策の方向性を検討した。

①緑の量の維持

- ・緑地の重要性を評価し、評価結果をもとに優先的に保全していく必要がある緑地を選定した上で施策を展開する。
- ・上記評価結果は、広域緑地計画等に位置付け長期的、計画的に緑地保全を進めるとともに、県内市町村との情報共有、市町村の取組と連携した緑地保全を図る。

②県民の満足度の向上に寄与する緑の態様の創出

[1]緑の連続性の確保

○緑化テーマに該当する緑化事業への支援

- ・公開性のある緑化事業に対して、周辺施設等の緑との連続性を考慮した提案がなされた場合に補助等の支援を行う。

○複数の敷地が協力した連続性のある緑の創出に対する支援（市町村事業への支援を含む）

- ・連続する複数の敷地や一定範囲の街区が協力して緑を連続させる取組に対して支援を行う。市町村への要請や、担い手育成のための技術支援等も考えられる。

[2]市街地における公園、農地等の緑空間の確保

○重要な緑地の指定

- ・県と市町村が連携し重要な緑地を指定し、所有者による緑地維持が困難となった場合に行政が取得することも視野に入れる。行政が重要な緑地として指定することで緑地の重要性について住民理解が進むことも期待できる。

○地域住民等のアイデアに沿った緑地利活用

- ・地域住民からの緑地利活用アイデアを募集し、当アイデアを実現できる公園、緑地、空閑地を行政が選定、マッチングすることで、幅広い緑地利活用ニーズに対応する。

○空閑地のニーズマッチング

- ・使われていない土地の所有者と活動ニーズのある団体等をマッチングすることで、管理不十分となっている土地を地域に提供する。

[3]駅前における緑の創出

○民間事業者による自主的な緑化の推進

- ・条例等が義務付ける緑化基準以上の緑化を行う自主的な緑化に協力する民間事業者を募集し、今後の施策充実に向けて連携可能性を探る。

○少量の緑の創出を駅前の共通ルールとして啓発

- ・緑化余地が限られるなかでも、少量であっても常に緑が目に入る状態となるよう、駅前に建ち並ぶ店舗等が、少量でも緑を創出するルールを共有する。

○既存の緑の維持管理を公共貢献とみなす

- ・既存の緑の維持管理を公共貢献とみなし、緑化実施によって得られる支援と同程度の支援を受けることができる仕組みを整備する。

3) 一定規模以上の緑地の保全優先度評価の試行

2005(平成 17)年度に埼玉県が「埼玉県広域緑地計画作成業務」で実施した「身近な緑の評価」について、評価に使用された各種データから現時点で公開データとして入手が可能なものを複数選択し、当時の評価と同様の方法で評価を試行した。今回の試行は、今後の緑地の評価に向けた検討事項を明らかにすることを目的としたため、今回採用した評価要素はあくまでも限定的なものであることに注意が必要である。

①調査方法及び結果

[1]評価の対象となる緑被

本業務で作成した緑被データの緑被(田畑以外)から、面積が5ha以上のものを抽出した(評価対象緑被)。評価対象緑被の個所数は714、最小面積は5ha、最大面積は9,116ha、合計面積は55,315ha、平均面積は77haであった。

[2]緑の寄与度

「緑の寄与度」は、緑被が持つ役割や緑の価値の重要性などを示すものである。緑被が有する防災・環境負荷調整機能、ふれあい提供機能、自然環境保全機能、景観形成機能に着目した評価の試行を行った。試行結果においては、緑の寄与度が高いとされた評価対象緑被と県民が心地よいと感じる緑のある場所が空間的にあまり一致しなかったこと等が指摘された。

[3]緑の変化度

「緑の変化度」は、周辺地域の開発圧力等を勘案し、緑被が変化してしまう可能性についての評価である。市街化区域、都心からの距離、国道・駅・インターチェンジへの近接、DIDに着目した評価の試行を行った。試行結果においては、評価結果が一樣な地域があるため、複数の評価対象緑被を差別化するための判断基準として緑の変化度が使いづらいこと等が指摘された。

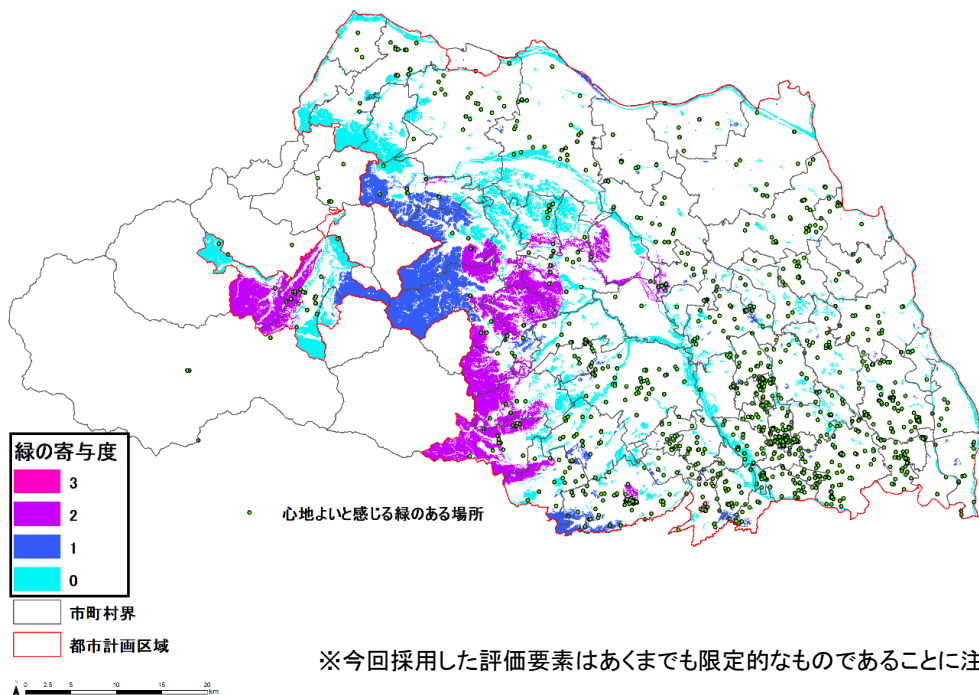


図 序-13 緑の寄与度評価の施行結果(心地よいと感じる緑のある場所プロット)

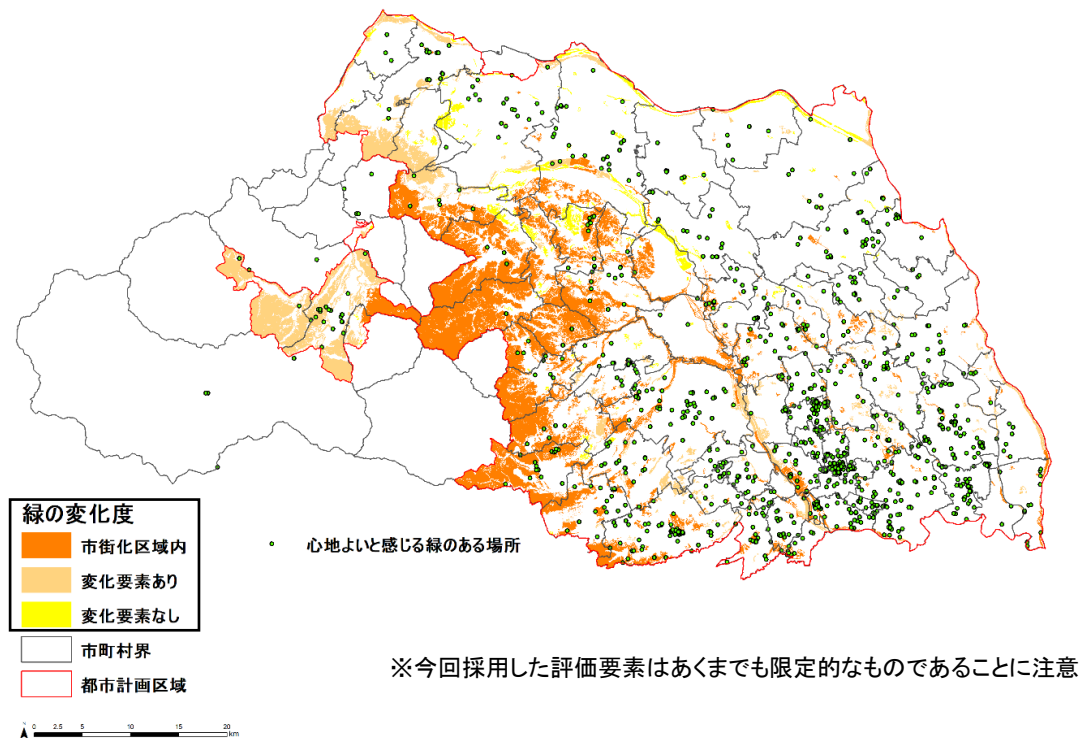


図 序-14 緑の変化度評価の施行結果（心地よいと感じる緑のある場所プロット）

④緑地の優先度評価に関する今後の課題

今回の試行結果を踏まえ、緑地の優先度評価に関する課題は以下があげられる。

- [1] 評価の目的・必要性の再検討
- [2] 県と市町村との役割分担の整理
- [3] 評価対象とする緑被地の規模
- [4] 「緑の寄与度」：評価の目的等をふまえた評価要素の追加
- [5] 「緑の変化度」：緑被地の変化を引き起こすと考えられる新たな評価要素の追加

（6）基礎情報のデータ化 [第6章]

1) 県民意識調査の GIS データ化

県民意識調査で把握した県民が心地よいと感じる緑の具体的な場所等を、GIS 等を用いて参照できるようにデータ化した。

2) 地域別・市町村別データシートの作成

本業務を通じて得た県内の緑に関する基礎情報を、埼玉県内の市町村が緑の基本計画策定等にあたり活用できるように、緑被情報や県民意識調査結果を「地域別・市町村別データシート」として取りまとめた。